

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成25年10月15日

茨城県人事委員会委員長 江橋 湖三郎

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年4月における職員と民間の給与を比較したところ、月例給については、民間の給与が職員の給与を一人あたり178円（0.05%）上回っていましたが、その較差は小さいことなどから、改定を行わないこととしました。また、特別給についても、民間とおおむね均衡していることから、改定を行わないこととしました。

なお、本県では、職員に対する給与の減額が行われていますが、本来の給料表は尊重されるべきとの考えのもと、民間給与との比較に当たっては、昨年と同様、本来支払われるべき給与をもって行いました。

また、若年・中堅層の職員を対象に、給与構造改革期間中に国に準じて昇給を抑制したこと等を踏まえ、昇給の回復を実施することとしました。

公務運営関係については、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境等の整備、雇用と年金の接続、公務員の労働基本権問題、服務規律の遵守に関する課題について報告しました。

職員にあっては、一人ひとりが県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民の視点に立った、質が高く効率的な県民サービスの提供に努め、高い倫理感と使命感を持って全力で職務に専念されることを強く望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、各部門で職務に精励している多くの職員がいることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。